

○ 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額

(平成十二年厚生省告示第三十八号)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	<p>四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(7)、ロ(8)、ハ(7)及びニ(8)に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)、ロ(6)、ハ(5)及びニ(6)に係る費用の額</p>
改正前	<p>四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(2)、ロ(2)、ハ(2)及びニ(2)に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)、ロ(5)、ハ(5)及びニ(5)に係る費用の額</p>